

日本共産党 目黒区議会議員

こんにちは

いも かわ

芋川 ゆうき

区政報告

住所：目黒区南3丁目在住 TEL：090-4206-2048

お問い合わせ ☒ <imokawa007@gmail.com>

105号



芋川ゆうきブログ

国民健康保険料が高すぎて払えない！

広域化（2018年度）から最大値上げ！

特別区の激変緩和措置は二年延長の令和8年度末まで。

国は赤字解消せよというが、抜本的な改革なければ希望ない値上げが継続

国民健康保険制度

広域化から最大の値上げ

一人当たり、約2万円もの値上げ！

自治体が運営する国民健康保険制度は2018年度から都道府県が保険者に加わり、財政運営の責任主体になっています。

東京都の特別区では（除千代田、中野、江戸川）、統一保険料方式を採用し、同じ所得の同じ家族構成で、差が出ないようにしています。

現在は、特別区で広域化をした後、急激に料金が上がらないために、6年間は激変緩和措置を行う予定にし、段階的に減らしながら実行しています。また、新型コロナの影響で令和6年末に終了する予定だった激変緩和措置を2年延長することを決めました。しかし、今回示された来年度の国民健康保険料は目黒区に当てはめても過去最高の値上げになります。

その目安になる、一人当たりの保険料は令和6年度18万1,018円となり、今年度と比べて17,982円の値上げ。40歳からの介護納付金分4万2,835円（値上げ幅1,229円）と合わせると22万3,853円（年額）となり広域化のち、過去最大の値上げとなりました。

国は法定外繰入の解消へ強行姿勢

日本共産党目黒区議団のみ反対

来年度の国保料は単身者、高齢夫婦、子育て世帯全てにおいて値上げとなります。

さらに、国は現在行っている法定外の繰入を赤字だとし、一般財源からの繰り入れを無くすよう自治体に要請をしています。

これは、特別区の目黒区分としては、来年度は約5億5千万円程度の一般財源の投入をし、一人当たり約1万1,300円程度です。

区民を守るはずの財源投入を赤字とすることは医療の十分な提供に水を差し、医療控えをもたらす原因になります。この内容では反対です。

区民の方の悲痛な声

40代の子育てを行う一人親方の区民は、年収400～500万円、試算によれば、年収の13%以上（総額約54万円程度）を保険料で支払わなければなりません。今年度から比べて6万円以上も増額する予定です。

「材料費が高騰していて、収入の手残りは減ると思う。保険料の支払いをさらに滞納することは生きた心地がしない。体調不良でも医療にかかることが出来ない」と訴えます。 ウラ⇒

令和6年度 国民健康保険特別会計予算 反対の意見要望

日本共産党目黒区議団は、本案に反対します。

新年度の保険料は、本年度と比べて基礎分と支援金分が一人当たり17,982円、介護納付金分は1,229円と国保広域化した2018年度から6年間で過去最高の値上げとなりました。また、5割、2割の均等割の軽減対象となる所得基準が、それぞれ+5000円、+1万円と引き上げられたが、低所得者にとっても大きな負担であることは変わりません。

モデルケースによる試算においても、総じて値上げになっています。物価上昇が区民の生活に負担を強いる中、未就学児の均等割軽減の更なる拡大や国や都に対し財源措置の要望などを積極的に行うべきです。

統一保険料方式に参加している特別区の一般会計からの法定外繰入は2年間延長されたものの、繰入をなくす方向に変わりはありません。また、国や都が財政健全化計画と称して、赤字削減・解消をすすめようとしていることは、一層の保険料の引き上げにつながりかねず、新たな被保険者への負担を拡大することはやめるべきです。区独自の支援をさらに強化、継続し、命と暮らしを守るよう切望します。

第九期介護保険計画 介護保険料は据え置きだが。

今回の第一回定例会にて目黒区介護保険条例改定案が提出されました。

介護保険料は3年に一度見直しがされます。令和6年度から3年間は第九期介護保険計画になります。今回示された介護保険料に係る条例などは大きく3点です。

- ・保険料は第八期介護保険料を据え置き
- ・所得段階を17段階から18段階へ拡大（高額所得層を1段階拡大）
- ・低所得に対する2分の1の軽減措置は継続するという事です。

日本共産党は、目黒区として介護保険料を据え置きするという判断に対しては賛成をしました。

しかし、2000年に始まった介護保険制度自体はこの第八期までで、倍以上の保険料になっています。さらには介護保険が使いたくても、介護度などによる制限や、金額の制限、特養ホームの床数が足りないなど、なかなか使いづらい制度になってしまっています。保険あって介護なしという現状から誰もが安心して使える制度にしなければいけません。また、介護事業者からも人員不足や訪問介護の基本報酬引き下げにより、サービスの提供続けられないなどの声も聞かれます。大きな課題です。

なんでも相談お越しく下さい

住所:洗足1-12-16 山田荘102号(右地図)

4月 2・16・23(火)午後7時~ ※30日は休みます。

※無料法律相談は対面相談のみ

4月9日(火) 午後7時~ ※要 予約 ご連絡をお願いします。

※区議団の弁護士無料法律相談 ※要予約

4月25日(木) 午後2時~

目黒区総合庁舎5階 日本共産党控室 予約は芋川まで

